

4. 循環型社会の形成

4-1. 循環型社会形成推進基本法

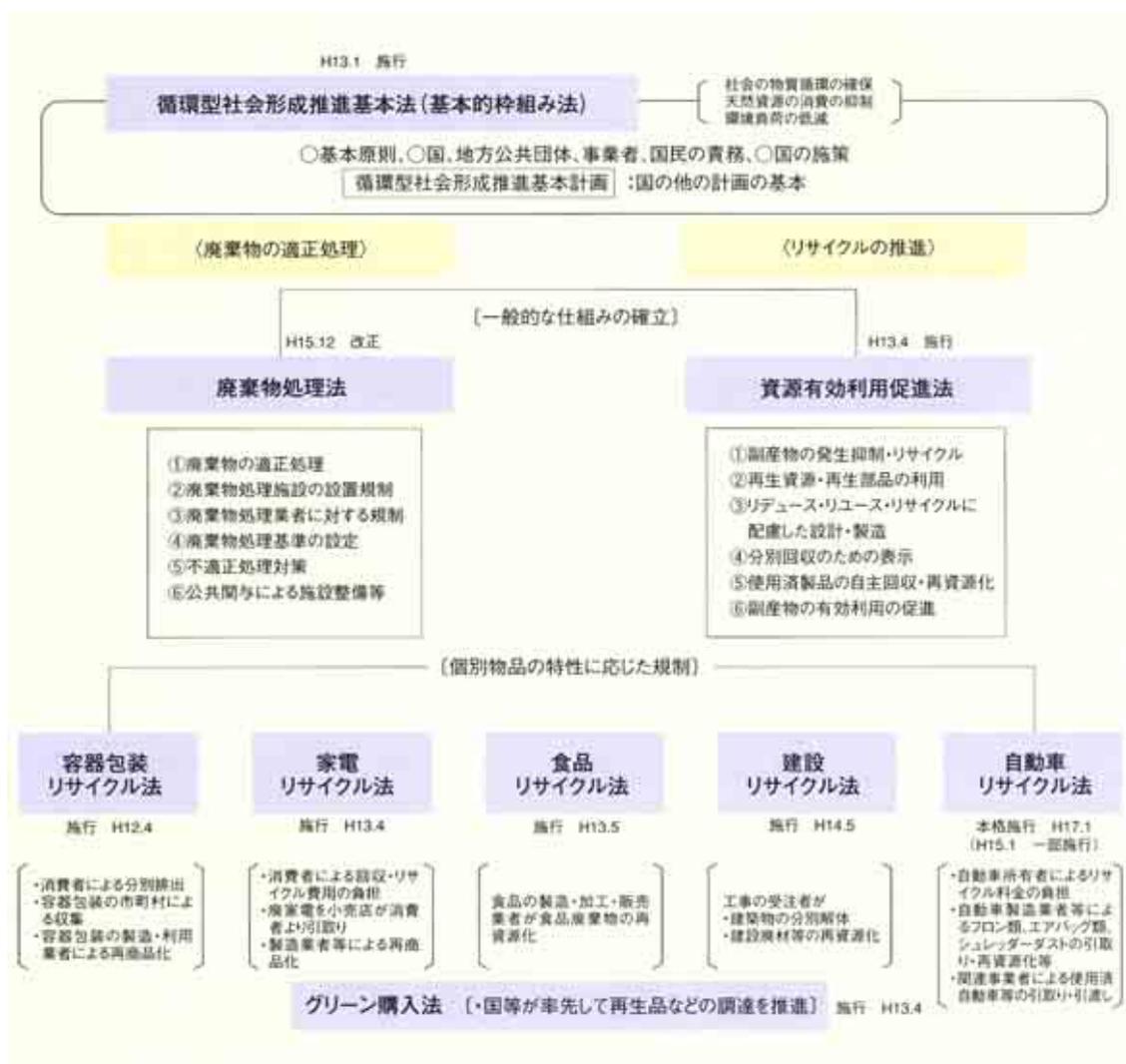
平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号

現在の経済社会活動の高度化に伴い、廃棄物の発生量は増大しています。最終処分場の新規確保が困難になり、廃棄物の行き場がなくなるという、まさに緊迫した状況で、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちの経済社会やライフスタイルを見直し、物資の効率的な利用やリサイクルの推進により、資源の消費を抑え、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務になっています。¹⁾

循環型社会形成推進基本法は、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みの法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に

推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、2000年6月に公布されました。循環型社会形成の推進のための法体系を下図に示しました。

循環型社会とは、廃棄物の発生を抑制し、循環資源の循環的な利用、及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。また循環資源とは、法で定められた廃棄物及び社会の生産活動で副次的に生じた物品のうち、有用なものをいいます。



循環型社会の形成の推進のための法体系 (出典*2)

循環資源の処理の優先順位が次のように定められました。

1)発生抑制（リデュース）

原材料の効率的な利用、及び製品の長期的な使用により、廃棄物の発生を抑制する。

（例えば、長寿命型潤滑油の使用や使用済み潤滑油削減への取組み）

2)再利用（リユース）

循環資源を循環的に利用することにより、その処分の量を減らす。

（タービン油等の良質な使用済み潤滑油の離型剤原料等への利用）

3)再生利用（マテリアルリサイクル）

循環資源を製品の原材料として再生利用できる場合は、再生利用を行う。

（使用済み潤滑油の燃料油・潤滑油への再生利用）

4)熱回収（サーマルリサイクル）

再生利用不可の循環資源のうち熱を得ることに利用できる場合は、熱回収を行う。

5)適正処分

再生利用及び熱回収ができず、循環的な利用が行えない循環資源は、適正に処分されなければならない。

（塩素系潤滑油の分別回収・処理）

循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確にしています。特に、事業者及び国民の「排出者責任」が明確にされました。また、生産者が自ら生産する製品について、使用されてから廃棄物になったあとまで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則が確立されました。

事業者の責務

1)原材料が事業活動において廃棄物になることを抑制し、循環的に利用する。循環利用できない場合は、適正に処分する。

2)製品の耐久性の向上、修理体制の充実を図り、

廃棄物になることを抑制する。製品の循環的な利用を促進し、及び適正な処分が困難にならないようにするために、設計の工夫や材質の表示等を行う。

3)必要な場合は、循環資源となった製品を引き取り、循環的な利用を行う。

4)再生品を使用することに努める。

国民の責務

1)製品の長期的な使用、再生品の使用、循環資源の分別回収。

2)必要な場合は循環資源になった製品、容器を事業者適切に引き渡す。

現在、国内における使用済み潤滑油の発生量は118万kLと推定されており、主として燃料油へのリサイクルが中心となっています³。潤滑油は、平成11年12月に産業構造審議会の品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインに指定されました。

当協会では平成11年より我が国の潤滑油リサイクル問題への具体的な取り組みを検討する場として、関係者からなる潤滑油リサイクル対策委員会を設置し、現在、国内における再生重油リサイクルに関して障害となっている塩素系潤滑油の分別・適正処理対策を推進するため、使用済み潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取り組みを行っています。

潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

非塩素系潤滑油への転換の推進

使用済み潤滑油の分別回収の促進

文 献：

¹ 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

² 経済産業省 資源循環ハンドブック 2004
法制度と3Rの動向

³ (社)潤滑油協会 パンフレット 「どうしていますか？ 廃油の分別 2006」

4-2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

昭和45年12月25日 法律第137号
（最終改正：平成18年6月2日法律第50号）

廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、また生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための法律です。廃棄物を排出する事

業場は、この法律の適用を受けます。売却できない（無料の場合も）使用済みの潤滑油も「廃油」として廃棄物処理法の適用を受けます。

廃棄物は下記のように分類されます。

産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物の内、法で定められた19種類の廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉍さい、コンクリート破片、ばいじん等。
特別管理産業廃棄物	爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康または自然環境にかかわる被害を生じる恐れがある産業廃棄物。 燃えやすい廃油、廃酸（pH2以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性廃棄物等。
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素を基準以上含む鉍さい等。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、事業所から出る紙くず、ダンボール、木くず、茶がらなどの雑ごみ
特別管理一般廃棄物	爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康または自然環境にかかわる被害を生じる恐れがある一般廃棄物。

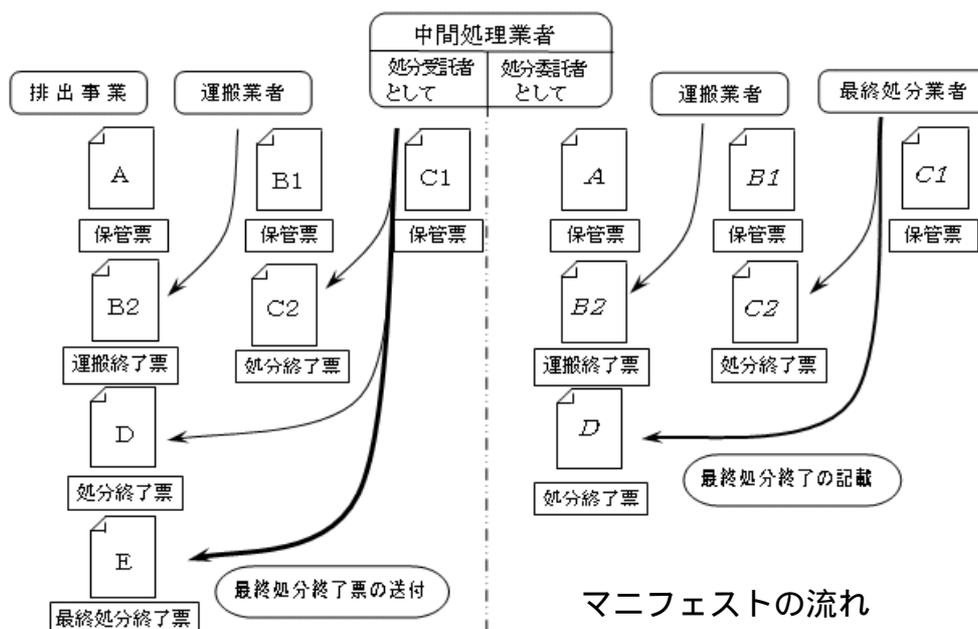
排出事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。排出事業者には次のことが義務付けられています。

- 1) 廃棄物のリサイクル、減量化
- 2) 廃棄物となった時に適正処理が困難にならないような製品の開発、及び適正処理のための情報提供
- 3) 産業廃棄物の運搬、処理を業者に委託する場合

は、委託しようとする産業廃棄物について許可を受けているか許可内容を確認し、委託契約を結ぶ

- 4) 廃棄物が運搬されるまで、保管基準に従って生活環境上支障のないように保管し、保管場所には廃棄物の種類、管理者名、連絡先を記載した掲示板を設置する

また、産業廃棄物の不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に、排出事業者が産業廃棄物を



収集運搬業者に引き渡す際、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付することや、管理票の控えを5年間保管すること、管理票の交付状況を記載した報告書を都道府県知事に提出することが義務付けられています。

排出事業者は、紙の管理票ではなく電子情報を利用したマニフェスト制度を選択することも可能です。

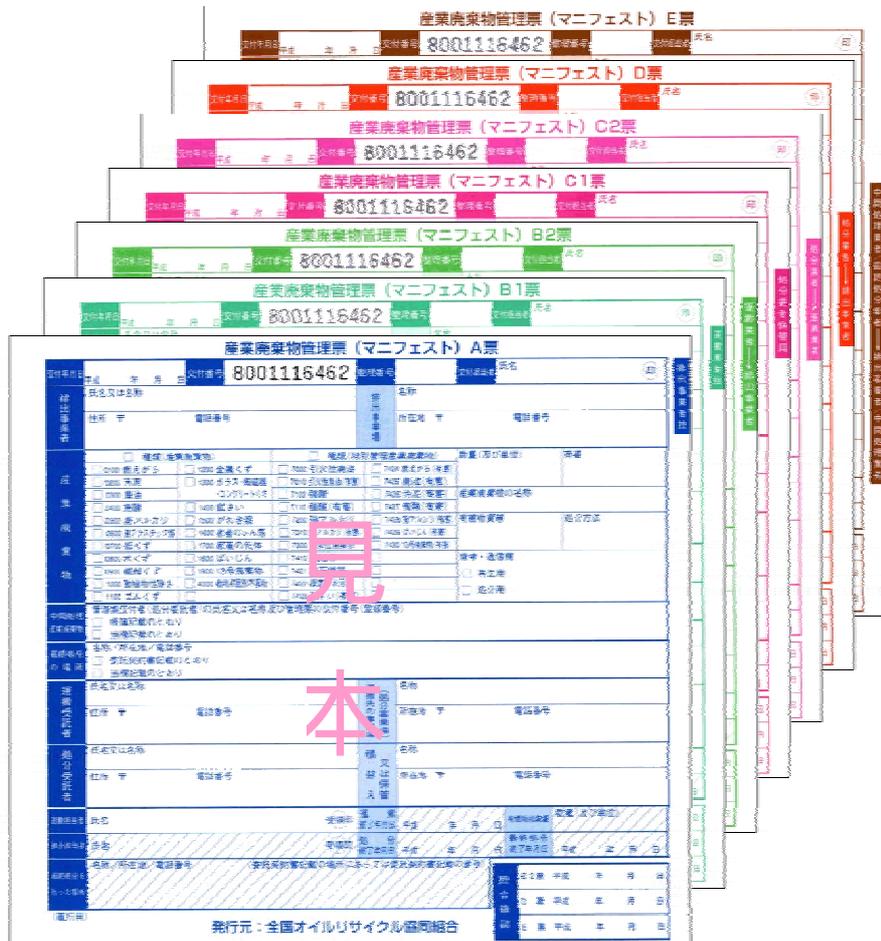
法律の一部改正に伴い、平成13年4月1日から、排出事業者が最終処分終了まで確認することが義務付けられました。また、管理票の不交付及び虚偽の管理票交付に対する直罰が盛り込まれました。

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、保管、処理にあたり通常の産業廃棄物よりも厳密な基準に従う必要があります。また、その適正な処理を行うために特別管理産業廃棄物管理責任者

を設置しなければなりません。主な役割は、特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、処理の計画を立て、適正な処理を確保することなどです。

なお、最終処分場の残余容量のひっ迫や悪質な不法投棄の多発など我が国における最近の廃棄物を取り巻く現状を受け、平成16年4月に、不適正処理事案の解決を図るための国の役割の強化、事故時の応急措置、不法投棄の撲滅を図るための罰則の強化、などに対する改正が行われました。

文献：
 横浜市ホームページ
<http://www.city.yokohama.jp/me/cplan/epb/haiki/page01/gigyokatudou.html>
 環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4741>



マニフェスト伝票（7枚綴り）

4-3. 資源の有効な利用の促進に関する法律（改正リサイクル法）

平成3年4月26日 法律第48号

（最終改正：平成14年2月8日 法律第1号）

資源有効利用促進法は、循環型社会の形成のために、従来のリサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用）の強化に加えて、リデュース対策（廃棄物の発生抑制）とリユース対策（廃棄物の部品等としての再使用）を導入し、再生資源利用促進法が改正された法律です。この法律は、

- 1) 使用済み物品及び副産物の発生抑制のために、原材料使用の合理化
- 2) 再生資源、再生部品の利用
- 3) 使用済み物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用促進
- 4) 表示による分別回収の促進

といった点について、政令で指定する業種及び製品について判断基準を定め、事業者・消費者・公共団体の責務を規定することにより、資源の有効な利用を確保することを目的としています。

事業者の責務として、具体的には、排出量が多いもの、含有資源が有用であるもの、市町村による処理が困難であるものなどを基準に、業種や製品ごとに次の対策が求められています。

1) 特定省資源業種

パルプ・紙製造業

無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業

製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業

鋼第一次製錬・精製業

自動車製造業

以上の業種に属する事業者は、原材料等の使用の合理化による副産物の発生抑制、及び副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むこと。

2) 特定再利用業種

紙製造業

ガラス容器製造業

建設業

硬質塩化ビニル製の管・管継ぎ手の製造業
複写機製造業

以上の業種に属する事業者は、再生資源または再生部品の利用に取り組むこと。

3) 指定省資源化商品

自動車

家電製品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・衣類乾燥機）

パソコン

ぱちんこ遊技機

金属製家具

ガス・石油機器

以上の製品の製造事業者は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、その他の使用済み物品等の発生の抑制に取り組むこと。

4) 指定再利用促進製品

自動車

家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）

ニッカド電池使用機器（電動工具、コードレスホン等）

ぱちんこ遊技機

複写機

金属製家具

ガス・石油機器

浴槽ユニット、システムキッチン

小型二次電池使用機器

以上の製品の製造事業者は、再生資源または再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むこと。

5) 指定表示製品

スチール製の缶、アルミニウム製の缶

ペットボトル

小型二次電池（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、小型シール鉛蓄電池、密閉型ニッケル・

水素蓄電池、リチウム二次電池)

塩化ビニル製建築資材(硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙)

紙製容器包装、プラスチック製容器包装

以上の製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うこと。

6)指定再資源化製品

パソコン(ブラウン管式・液晶式表示装置を含む)

小型二次電池(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、小型シール鉛蓄電池、密閉型ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池)

以上の製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むこと。ただし、小型二次電池について、密閉型蓄電池を部品として使用している場合は、当該密閉型蓄電池の自主回収に取り組むこと。

7)指定副産物

電気業の石炭灰

建設業の土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリートの塊、木材

以上の副産物に係わる業種の事業者は、副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むこと。

グリーン購入法について

平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号、通称「グリーン購入法」)が公布され、平成13年2月に、特定調達品目(対象となる品目:コピー用紙、ボールペン、自動車など)及びその判断の基準(それぞれの品目のうち、どのような物品等を優先的に調達するかの基準:

「古紙100%であること」など)等を定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されました。特定調達品目及びその判断の基準等については、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行って

いくこととしており、毎年度、見直しが行われています。最近では、平成18年2月28日の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の一部変更において、基準の追加及び13品目の追加等の見直しが行われました。

なお今回の見直しにおいて、潤滑油に関する項目として、2サイクルエンジン油が新たな品目として追加されました。判断の基準として下記のように示されています。

生分解度が28日以内で60%以上であること。

魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/l以上であること。

文献:

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/closed_loop/laws/gaiyo/sigenyukoriyoho/shigenyukoriyoho-gaiyo.pdf

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6880>

4-4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

平成7年6月16日 法律第112号

(最終改正：平成18年6月15日法律第76号)

現在、年間約5千万tものゴミが家庭から排出されており、そのうち「容器包装廃棄物」は容積比で約60%もの割合を占めています。この「容器包装廃棄物」を資源へと甦らせるために、平成9年4月「容器包装リサイクル法」が制定されました¹⁾。

容器包装リサイクル法とは、消費者、自治体、事業者の責任分担で容器包装廃棄物を減量化することを目的とした法律です。

日常業務のなかで、「容器」「包装」を利用して中身を販売する、「容器」を製造する、

「容器」及び「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する - 中小規模以上の事業者は、原則として、容器包装リサイクル法に定められた「特定事業者」になり、「リサイクルの義務を負います。ただし、以下の要件にあたる小規模事業者については対象になりません。

小規模事業者

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4千万円 以下	かつ20名 以下
商業 サービス業	7千万円 以下	かつ5名 以下

特定事業者は資源を有効活用するため、リサイクル（再商品化）をする役割が与えられています。その負担すべき再商品化義務総量は、市町村による分別収集計画量及び再商品化可能量に基づいて主務省が算出します。分別収集計画量・再商品化可能量は国が5か年計画を告示しています。

それぞれの特定事業者は、業種、容器や包装

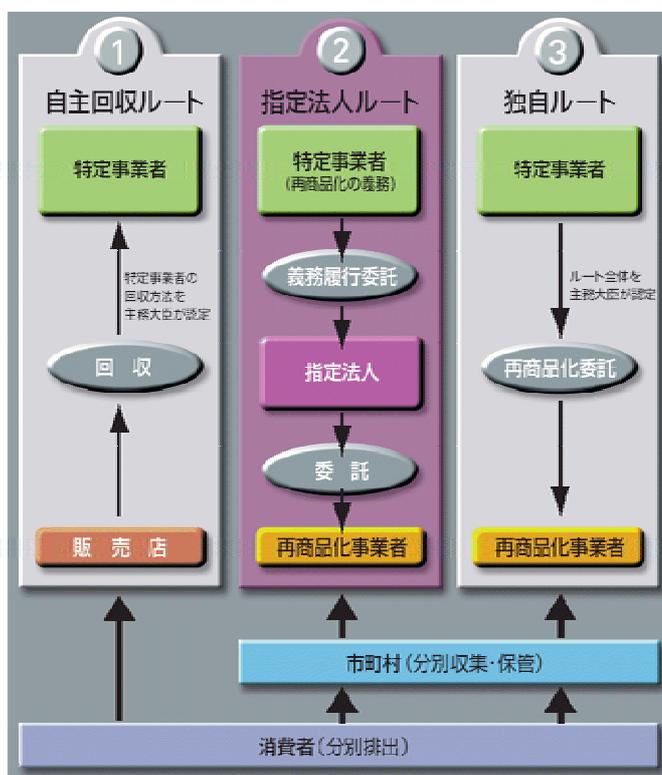
の種類によって、その「義務量（再商品化義務量）」が異なります。また使用量や製造量に応じて再商品化義務量を算出します。事業者の再商品化は、3つの方法から選択することができます。

1) 指定法人への委託

(第三者機関にリサイクルを委託する)

2) 独自ルートによる再商品化

3) 自主回収



リサイクル（再商品化）3つのルート（出典*2）

容器包装リサイクル法では、「商品が費消されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を容器包装と定義しています。対象となる容器包装は、ガラス製容器及びペットボトルの他、プラスチックと紙製の容器包装です（次ページ表参照）。

対象となる容器包装（素材・形状）（出典*2）

ガラス製容器	主としてガラス製の容器（ほ うけい酸ガラス製及び乳白ガ ラス製のものを除く）であ って、次に掲げるもの	びん(瓶) カップ形の容器及びコップ 皿 (~)に準ずる構造・形状などを有する容器 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの
PETボトル	主としてポリエチレンテレフ タレート製の容器であって、 次に掲げるもの	びん(瓶) ()に準ずる構造・形状などを有する容器
紙製容器包装	主として紙製の容器包装であ って、次に掲げるもの	箱及びケース カップ形の容器及びコップ 皿 袋 (~)に準ずる構造・形状などを有する 容器 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するも の 容器に入れられた商品の保護または固定のために、加 工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として 使用される容器包装 包装
プラスチック 製容器包装	主としてプラスチック製の容 器包装であって、次に掲げる もの	箱及びケース びん(瓶) たる、おけ カップ形の 容器及びコップ 皿 くぼみを有するシート状の容器 チューブ状の容器 袋 (1~8)に準ずる構造・形状 などを有する容器 容器の栓・ふた・キャップその他これ らに類するもの 容器に入れられた商品の保護または固定 のために、加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器 の一部として使用される容器包装 包装

容器包装を用いる事業者及び容器包装の製造、

ポイントは以下の通りです*3。

加工または販売の事業を行う者は、「資源の有
効な利用の促進に関する法律」で定めるところ
により、各種包材の再商品化を促進するための"
措置を講ずる"ことが義務付けられています。消
費者の分別排出を容易にし、市町村の分別収集
を促進することを目的として、平成 13 年 4 月か
ら、プラスチック及び紙製容器包装への「識別
表示」が義務化されており、違反者には平成 15
年 4 月 1 日より勧告、公表、命令、罰則等の規
定が適用されています。

なお、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び
再商品化の合理化を促進するため、容器包装利
用事業者による排出の抑制を促進するために必
要な指導、助言、勧告等の措置を導入するとと
もに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再
商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定
の事業者が金銭を払う仕組みを創設すること等
を主な内容とする法改正が平成 18 年 6 月に行わ
れ、平成 19 年 4 月 1 日に施行されました。改正

容器包装廃棄物の排出抑制の促進

消費者の意識向上・事業者との連携の促進

事業者に対する排出抑制を促進するための措
置の導入

質の高い分別収集・再商品化の推進

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの
創設（平成20年4月1日から施行の予定）

事業者間の公平性の確保

再商品化の義務を果たさない事業者に対する
罰則の強化

容器包装廃棄物の円滑な商品化

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

文 献：

*1（財）日本容器包装リサイクル協会
ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

*2 経済産業省 容器包装リサイクル法パンフレット

*3 経済産業省ホームページ
容器包装リサイクルワーキンググループ
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/d.html